

プール水

プール水水質基準

「厚生労働省 遊泳用プールの衛生基準」に基づく
「文部科学省 学校保健安全法 第6条1項に基づく学校環境衛生基準」に基づく

遊泳プール

月1回以上の検査

No.	項目	基準値
1	水素イオン濃度	5.8～8.6
2	濁度	2度以下
3	過マンガン酸カリウム消費量	12mg/ℓ以下
4	遊離残留塩素 ※1	0.4mg/ℓ以上、1.0mg/ℓ以下であることが望ましい
5	大腸菌	検出されないこと
6	一般細菌	200CFU/mℓ以下

年1回以上の検査

No.	項目	基準値
7	総トリハロメタン	0.2mg/ℓ以下が望ましいこと ※2

※1 …遊離残留塩素

〈二酸化塩素濃度の場合〉 0.1mg/ℓ以上、0.4mg/ℓ以下であること

〈亜塩素酸濃度の場合〉 0.1mg/ℓ以上、1.2mg/ℓ以下であること

※2 …暫定目標値としての設定

ジャグジー、ホットバス等

年1回以上の検査

No.	項目	基準値
8	レジオネラ属菌	検出されないこと

「遊泳用プールの衛生基準について」のみ